

広島県収受	
第	号
- 6.3. - 7	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
令和6年3月7日

各 [都道府県
保健所設置市
特別区] 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

「発作時心臓活動記録装置・発作時心臓活動記録装置用プログラムの適正広告・表示ガイドライン」、「高血圧症治療補助プログラムの適正広告ガイドライン」
及び「禁煙治療補助システムの適正広告ガイドライン」について

標記について、一般社団法人電子情報技術産業協会及び一般社団法人日本医療ベンチャー協会から別添のとおり提出がありましたので、送付いたします。



【参考】

医家向け医療機器のうち、医薬関係者以外の一般人向け広告を行うことは差し支えないと整理しているものは以下のとおりです。

- ・ 血圧計
- ・ コンタクトレンズ（ただし、薬剤含有コンタクトレンズを除く。）
- ・ 体温計
- ・ 自動体外式除細動器（AED）
- ・ パルスオキシメータ
- ・ 補聴器
- ・ 設置管理医療機器
- ・ 発作時心臓活動記録装置
- ・ 発作時心臓活動記録装置用プログラム
- ・ 高血圧症治療補助プログラム
- ・ 禁煙治療補助システム